

水道・排水設備指定工事店 新規追加・取り消し

◆新規追加（水道指定工事店）

・有限会社 巧

☎（0562）57局5730

◆取り消し（水道・排水設備指定工事店）

・株式会社 ライフ・カワサキ

▼水道課 ☎23局3532

▼下水道課 ☎23局3525

ペントは正しく飼いまじよう

・犬の放し飼いはやめよう

放し飼いの犬が、子どもなどを追いかけてケガをさせたり、犬自身が交通事故故に遭うことがあります。きちんと鎖などでつないで飼いまじよう。

また、犬の首輪には必ず鑑札を付けてください。鑑札の付いていない犬は、野良犬と同じ扱いとなります。

・フンの後始末をしつかりしよう

散歩中の犬のフンは、道路や公園に放置せず、必ず責任をもって処理しましょう。処理後のビニール袋の投棄も絶対にやめましょう。

◆犬の登録と狂犬病予防注射

生後91日以上の飼犬は、市町村

での登録と狂犬病予防注射が義務づけられています。登録は生涯に1回、狂犬病予防注射は毎年1回です。

◆平成23年4月から犬・猫引取り有料化

▼対象＝飼い主のいる犬・猫 ▼引

取場所＝愛知県動物保護管理セン

ター ▼引取手数料＝【生後91日

上の犬・猫】＝2500円／【生後

90日以内の犬・猫】＝5000円

▼愛知県動物保護管理センター東三河支所

☎（0532）33局3777

▼環境衛生課 ☎23局3541

税

TAX

償却資産の申告

法人や個人で工場や事務所、アパート、農業などを営んでいる方が所有している事業用の有形減価償却資産のうち、土地、家屋、自動車（軽自動車含む）以外のものは、償却資産として固定資産税の課税対象となり、申告が必要です。

原則として、決算のときに減価償却資産として計上したものは、すべて対象となります。ただし、構築物であっても家屋として固定資産税の対象となるものや、自動車・原動機付自転車お

よび一部の農耕用トラクターなどの自動車税、軽自動車税の課税対象となるものは償却資産の範囲から除かれます。

所有している償却資産に変更がなく

ても、取得価額の合計が免税点以下で

あつても、申告は毎年必要です。

該当する資産がある場合は、平成

23年1月1日現在の所有状況を1月31

日（月）までに申告してください。申

告書は12月中旬に送付します。

◆電子申告について

インターネットで地方税の手続きが

できる「エルタックス」を利用して、

法定調書の提出

給料・報酬・料金・利子・配当などを一定額以上支払った場合は、支払先の住所・氏名・支払額などを記載した書類（法定調書）を税務署に提出してください。

平成22年分の提出期限は1月31日（月）です。法定調書の作成や提出の仕方など、詳しくは直接お問い合わせください。

▼豊橋税務署

☎（0532）52局6201

市税の休日収納窓口を開設

平日に納税することが困難な方のために、休日収納窓口を開設します。

▼日時＝12月26日（日）午前8時30

分～午後5時 ▼場所＝田原市役所南

庁舎1階ロビー ▼業務内容＝市税の

収納、市税等口座振替申込書の受付

▼税務課

☎23局3509 FAX 23局0180

償却資産の申告が可能です。詳しくはエルタックスホームページ（<http://www.eltax.jp/>）をご覧ください。

▼税務課

☎23局3510 FAX 23局0180